伊勢市における居宅介護支援の基本方針 (条例第4条)

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営で関する基準を定める条例 (平成30年3月31日伊勢市条例第21号)

第1項

指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り<u>その居宅において、その有する能力に応じ</u>自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

第2項

指定居宅介護支援の事業は、<u>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて</u>、 <u>利用者の選択に基づき</u>、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、<u>総合的かつ効率的に提供</u>されるよう配慮して行われるものでなければならない。

第3項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、<u>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って</u>、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、<u>公</u>正中立に行われなければならない。

伊勢市における居宅介護支援の基本方針 (条例第4条)

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営で関する基準を定める条例 (平成30年3月31日伊勢市条例第21号)

第4項

指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、 老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、 介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との<u>連携に努めなければならない</u>。

第5項

指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6項

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。